

# 駿河台大学研究データポリシー

2024年3月11日

大学評議会決定

駿河台大学は、駿河台大学憲章に基づき、学問の進歩に貢献する質の高い研究を行い、その成果を教育および社会に積極的に還元するとともに、文系総合大学として学際的な研究を充実させ、人類の進歩と平和に貢献する研究を行い、地域の課題解決に資する研究を通じて、地域社会の発展に寄与することを目指す。

このために駿河台大学は、研究活動によって得られた成果を蓄積し、更なる学問研究の発展と社会への還元を進めるにあたり、学問研究の過程で得られる研究データの管理・公開・利活用についての原則を以下のとおり定める。

## (研究データの定義)

1. 本ポリシーが対象とする研究データとは、駿河台大学における研究活動の過程で研究者によって収集または生成されたデータを指し、デジタルか否かを問わない。

## (研究データの管理等)

2. 研究データの管理ならびに公開および利活用に供する方法は、それを収集または生成した研究者が、法令、駿河台大学の規程その他これに準ずるものの範囲内ならびに他の者の権利および法的利益を害さない範囲内において、決定することができる。

## (研究者の責務)

3. 研究者は、前項に掲げる範囲内において、研究データを適切に管理し、可能な限りそれを公開し、利活用に供する。

## (大学の責務)

4. 駿河台大学は、研究データの管理ならびに公開および利活用を支援する環境を研究者に提供するものとする。

## (ポリシーの見直し)

5. 社会や学術環境の変化に応じて、適宜本ポリシーの見直しを行うものとする。